

令和5年度における温室効果ガス等の排出の削減に
配慮した契約の締結実績の概要

令和6年5月24日

国立大学法人長崎大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和45年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 令和5年度の取組み

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成31年2月8日変更閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものから、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の締結に努めた。

2. 環境配慮契約の締結状況

令和5年度における契約の締結状況は、以下のとおりである。

[建築物設計]

（坂本1）統合感染症研究産学官連携棟（仮称）新営設備設計業務について、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容をテーマとした技術提案を求め、技術的に最適な者を特定する環境配慮型プロポーザル方式を採用した。

[産業廃棄物処理に係る契約]

感染性及び非感染性産業廃棄物収集運搬・処分業務については、裾切方式を採用して入札を行った契約を締結している。

3. その他の環境配慮契約に係る事項

- 環境物品等の調達等の推進等に関する法律に基づき、環境物品等の調達の推進を図るための方針を定め、長崎大学ホームページで公表している。
- 引き続き令和6年度以降に公告を行う建築物の建築又は大規模な改修にかかる設計業務のうち、設計上の工夫により特に温室効果ガス等の削減の排出抑制に効果が大きいと判断される業務については、原則、環境配慮型プロポーザル方式の対象とすることとした。